

(年不詳)  
十二月十一日

利 政 在判

一 宮

監 物殿

〔第二通・第三通は年次不詳なり。今之を合叙す。利政の孫四郎と稱したるは文祿二年以降慶長五年に至る間とす。〕

十二月五日。前田利家、伊達政宗に、豊臣秀吉の來春を以て小田原を征すべきを報じ、速かにその上洛を促す。

【伊達家文書】

11011

御使札之趣具拜披、本懐之至存候。殊御馬一疋 鹿毛被懸御意、每篇御悃信難申盡次第候。就中今度高松齋被指上、御覺書之條目兩三通并口上、御存分通逐一承届候。尤被存事候。拙子上洛邊候間、使者相添、淺野正少弼(淺野長政)・富左(富田知信)近將監方へ申理候處、則被達上聞候。然處ニ義廣連々得上意、勿論常州之儀累年守御下知候ニ付而、様々鬱憤之御理申立、被成御納得候上、雖御逆鱗之様候、某罷登淺

彈令相談、重而右様子不殘御心腹申上候處ニ、御内證宜罷成候條珍重存候。然者北條事年内可致上洛、由多重申上、其手筈就相違、來春被成御動座、可被加御成敗ニ相究候。幸之儀候間、此節於御上洛者、萬事可被任御存分事案之内候。委曲高松齋可被申候條不能細書候。恐々謹言。

(天正十七年)  
十二月五日

(前田)  
家 在判

伊達左京大夫殿

御 返 報

○ (天正十七年七月廿一日の條参照。)

【伊達家文書】

11012

猶々不入齋可有演説候。

追而令啓候。北條事年内可致上洛之旨重々被申上、其手筈相違付而、來春被成御動座、可被加御成敗分ニ相究候。北條方へ被遣御朱印則寫進之候。此砌早速於御上洛者、万事可被任御意候哉。異于他申合付而、存寄趣

【湊村文書】

11013

以上

能美郡

勘右衛門尉被上候間申遣候。就其小田原御陳ニ付て、郡中へ人足鑑持之儀被仰付候。自然其元へ役儀之事雖申越候、不可有承引候。安宅並ニ諸役、最前より被成御免許候條、誰々方より申越候共同心仕間敷候。渡し船又者荒地開之儀肝要候。尙此者可申候。恐々。

(天正十八年)  
正月廿日

辻 彌兵衛  
家 政 在判

(妻)  
みなと百姓中

正月廿三日。前田利家の臣村井長頼、伊達政宗の臣片倉景綱に、關東の陣中にて相會せんことを告ぐ。

【伊達家文書】

11014

去秋高松齋被指上候ニ付而預御書、殊袖五端被送下候。誠忝次第候。就中此度上様御前無御別意相濟申候段、都鄙之御覺不淺奉存候。早速被成御上齋、御堂上珍重存

重疊申下候。御分別此節候。委細御返事可承候。以其上彌御取成可申上候。猶從上郡山右近丞方可申入候。恐々謹言。  
(天正十七年)  
十二月五日

(淺野長政)  
長 吉 在判  
(前田)  
家 在判

伊達左京大夫殿

御 宿 所

羽柴加賀中將  
淺野彈正少弼

(上妻)  
伊達左京大夫殿

御 宿 所

利 家

天正十八年

庚寅

紀元二二五〇

正月二十日。小松城主村上頼勝の臣辻家政、能美郡湊村に、その地が諸役免除たるを以て、小田原陣の夫役を命ぜらるるも應ずべからざることを告ぐ。